

証券コード 1795
2021年12月6日

株 主 各 位

東京都江東区佐賀一丁目9番14号
株 式 会 社 マ サ ル
代表取締役社長 勝 又 健

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、**株主総会当日のご出席は極力お控え**くださいますようお願い申しあげます。なお、**事前に議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年12月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬 具

記

1. 日 時 2021年12月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都江東区佐賀一丁目9番14号
マサル本社ビル2階

3. 目的事項

報告事項

- 第66期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第66期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.masaru-co.jp/>）に掲載させていただきます。

≪議決権行使方法についてのご案内≫

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年12月23日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、4頁及び5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2021年12月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使ください。

[当日ご出席される場合]

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、受付にご提出ください。

株主総会開催日時：2021年12月24日（金曜日）午前10時

[複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い]

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

《新型コロナウイルス感染症対策への対応について》

【株主様へのお願い】

- ・株主様には可能な限り事前に議決権行使をしていただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ・当日ご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催時点の状況や、ご自身の体調をご確認のうえ、ご心配やご不安がある場合は無理をなさらず、ご来場を見合わせることをご検討ください。
- ・株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの感染予防対策をお願い申し上げます。

【当社の対応について】

- ・会場受付付近にアルコール消毒液を設置いたします。当日入場される株主様におかれましては、入場前のアルコール消毒をお願いいたします。
- ・受付での検温の実施にご協力をお願い申し上げます。なお、発熱や咳などの症状がみられる株主様に対しては、入場のお断りや退場をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。
- ・会場の座席は通常より間隔を広げて設置いたします。座席数に限りがございますので、満席となった場合は、入場をお断りする場合がございます。
- ・本株主総会においては、開催時間を短縮する観点から、報告事項等の詳細な説明は省略させていただきます。
- ・株主総会にご出席された株主様へのお土産のご用意はございません。
- ・役員及び株主総会の会場スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスクを着用し対応させていただきます。

なお、今後の状況変化により、上記対応を変更する場合がございます。その際は、当社ウェブサイト（アドレス<http://www.masaru-co.jp/>）にてご案内させていただきます。

何卒、ご理解、ご協力のほど賜りますよう、お願い申し上げます。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

2021年12月23日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1** 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを
読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。



- 2** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**「スマート行使」での議決権行使は1回に
限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お
手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権
行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パ
スワード」を入力してログイン、再度議決権行
使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイ
トへ遷移できます。



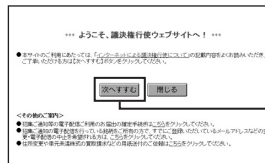
※議決権行使書はイメージです。

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱います。また、インターネットによって複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使として取り扱います。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

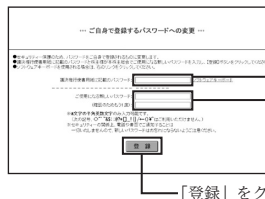
- 1** 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2** 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3** 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
インターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

(添付書類)

事業報告

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の日本経済は、海外の経済活動が新型コロナウイルス感染症による景気低迷から回復に向かうに伴い、輸出の増加を背景に生産用機械や業務用機械などの景況感が改善したものの、足許では中国経済のペースダウンや半導体不足等の供給制約を背景に輸出が減少、米国向けの自動車輸出の下振れなどもあり増勢が一服しました。個人消費は、新型コロナウイルスの感染者数が増加・減少を繰り返す中、緊急事態宣言等によりサービス消費が下振れした他、一時期急増した巣ごもり需要が一巡する等、一進一退の状況となりました。

建築業界では、新型コロナウイルスによる内外の景況感悪化や国内の資本ストック循環から建設投資への調整圧力が高まり、スーパーゼネコン大手5社の2021年3月期の平均売上高は1兆1572億円と前年比で約12.4%減少、平均営業利益は前年比約20.9%減少しました。また、新型コロナ感染拡大や働き方の変化により2021年9月末の都心5区のオフィスビル平均空室率が6.43%と19ヶ月連続で上昇し、平均賃料も14ヶ月連続で値下がりしました。当連結会計年度における首都圏の非居住用建物着工床面積は前期比で約3%の増加に留まりました。改修工事につきましては新型コロナウイルス感染症の影響による企業収益の悪化や景気の先行き不透明感の高まりから、計画の見直しや先送りの傾向が強まりました。

このような経営環境の中、中期経営計画（2018年10月～2021年9月）の方針「成長（事業の拡大・顧客の拡大）」のもと、大きく変容していく経営環境の中でも永続的な成長ができる企業を目指してまいりました。中期経営計画の最終年となる今年度は「拡大」を方針として掲げ、新たな経営体制のもと「市場拡大」「組織力活用」「管理能力強化」「新業務挑戦」に取組み、業容の拡大、業績の向上を図るとともに、工事利益の採算性に留意し、特にリニューアル工事の受注拡大、直接受注の拡大、子会社とのコラボレーション推進等、中長期的な成長領域開拓にも取り組んでまいりました。

「市場拡大」

- ・新規顧客開拓と情報収集強化
- ・元請ビジネスの強化と株式会社マサルファシリティーズとの営業連携強化
- ・首都圏マーケット拡大目指す横浜営業所の開設と営業活動の本格化

「組織力活用」

- ・多様な顧客ニーズに応えるER室の刷新
- ・監理技術者増員を目指した人材育成

「管理能力強化」

- ・工事案件事前検討会の刷新
- ・品質向上を目指した社員個々人の技術力教育

「新業務挑戦」

- ・ITツールの整備と活用（Teamsによるコミュニケーション強化、ITツールによる勤務管理と経費精算）

また、新型コロナウイルス感染防止やワクチン接種機会の提供にも積極的に取り組みました。

当連結会計年度につきましては、市場において採算性が厳しい案件が多い状況下、特に工事利益の採算性に留意した受注活動を行い新築市場、リニューアル市場ともに利益の確保に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、採算性に留意した営業活動を行った結果、受注高は81億3百万円となりました。売上高につきましては、工事案件の端境期で大型工事等の完工が少なかったことから、77億94百万円となりました。利益につきましても同様に営業利益4億6百万円、経常利益4億18百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は3億21百万円となりました。

各事業の業績は、次のとおりであります。

(建設工事業)

売上高は69億円となりました。営業利益につきましては、3億5百万円となりました。受注高につきましては、69億41百万円となりました。

(設備工事業)

売上高は9億4百万円となりました。営業利益につきましては1億円となりました。受注高につきましては、11億62百万円となりました。

(参考) 当社の事業の状況は次のとおりです。

当期中の主な完成工事及び当期末の主な手持工事
(名称を一部簡略化しております。)

	当期中の主な完成工事	当期末の主な手持工事
新築防水工事	日本通運本社ビル (鹿島建設(株))	渋谷駅桜丘口地区再開発A街区A1棟 (鹿島建設(株))
	KABUTO ONE (株大林組)	白金一丁目東部北地区(防水) (大林組・長谷工コーポレーションJV)
	世界貿易センタービルディング南館 (鹿島建設(株))	八重洲二丁目北地区A-1街区 (株竹中工務店)
	虎ノ門ヒルズレジデンシャルタワー (株竹中工務店)	横濱ゲートタワープロジェクト (鹿島・鉄建・小保組JV)
	東京女子医科大学付属足立医療センター (株大林組)	
	ファスタ小岩 (清水建設(株)) キャノンモールド(株) 新工場建設計画 (清水建設(株))	
改修工事	住友不動産浜町ビル改修工事 (三井住友建設(株))	テレコムセンター5階屋上防水工事 (大成建設(株)) (大成工区)
	YMスクウェア原宿外装修繕工事 (株竹中工務店)	大手町ビル屋上防水改修(ポリウレア) (大成建設(株))
	研水会高根台ホーム改修 (株竹中工務店)	三井住友海上千葉ニュータウンセンター高層西棟1期 (鹿島建設(株))
	九段会館維持・整備工事試験 (鹿島建設(株))	キャノン平塚1期外壁改修工事 (株大林組)
	東京交通会館ビル低層部シーリング改修 (大成建設(株))	
直接受注工事	ライネスシティ千葉みなと大規模修繕工事 (管理組合)	松竹大船ショッピングセンターA棟屋上駐車場防水改修工事1期 (松竹(株))
	コスモフェスタ戸塚大規模修繕工事 (管理組合)	学校法人マスダ学院外壁改修工事 (学校法人マスダ学院)
	司法書士会館外装改修及び屋根防水工事 (鹿島建物総合管理(株))	新宿線森下駅外2駅出入口外壁改修その他工事 (東京都交通局)
	ファーレ立川センタースクエア外壁改修 (管理組合)	

受注高・売上高・繰越高

(単位：千円)

区分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
新築防水工事	2,075,651	2,728,731	2,540,878	2,263,505
改修工事	1,772,772	3,024,432	3,181,384	1,615,820
直接受注工事	482,529	1,188,394	1,177,886	493,037
合計	4,330,953	6,941,558	6,900,149	4,372,362

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

- ② **設備投資の状況**
該当事項はありません。
- ③ **資金調達の状況**
該当事項はありません。
その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。
- ④ **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**
該当事項はありません。
- ⑤ **他の会社の事業の譲受けの状況**
該当事項はありません。
- ⑥ **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**
該当事項はありません。
- ⑦ **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第63期 2018年9月期	第64期 2019年9月期	第65期 2020年9月期	第66期 2021年9月期
受 注 高 (千円)	10,427,606	8,842,818	8,167,558	8,103,641
売 上 高 (千円)	8,240,588	9,095,870	11,409,253	7,794,170
経 常 利 益 (千円)	329,201	514,485	643,147	418,451
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	259,672	366,151	417,824	321,656
1株当たり当期純利益 (円)	299.48	423.67	481.72	369.24
純 資 産 (千円)	3,582,988	3,870,943	4,157,546	4,372,407
総 資 産 (千円)	7,849,392	8,810,262	7,639,877	7,416,210

(注) 当社は、2018年4月1日付で株式5株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、第63期(2018年9月期)の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第63期 2018年9月期	第64期 2019年9月期	第65期 2020年9月期	第66期 2021年9月期
受 注 高 (千円)	9,430,643	7,724,172	7,622,790	6,941,458
売 上 高 (千円)	7,528,761	8,139,177	10,729,351	6,900,149
経 常 利 益 (千円)	256,697	421,904	577,629	323,697
当 期 純 利 益 (千円)	198,660	282,730	372,455	221,971
1株当たり当期純利益 (円)	229.11	327.15	429.41	254.81
純 資 産 (千円)	3,539,123	3,743,658	3,984,891	4,100,067
総 資 産 (千円)	7,374,960	8,292,464	6,985,579	6,756,710

(注) 当社は、2018年4月1日付で株式5株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、第63期(2018年9月期)の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況**① 親会社の状況**

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社マサルファシリティーズ	90,000千円	100%	空調・冷暖房・給排水等の 設備工事

(注) 株式会社マサルファシリティーズは、2020年10月1日付で株式会社塩谷商会より商号変更しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは以下の3点を主な対処すべき課題と認識しております。

- ① 営業力強化
- ② 生産性向上
- ③ 成長性分野への進出

これらの経営課題に対して、以下の経営施策を着実に実行し、業容拡大、収益確保を図ってまいります。

- ① 営業力強化：顧客のネットワーク開拓、ワンストップ提案
- ② 生産性向上：プロジェクトチームの最適化、情報共有のオンライン化
- ③ 成長性分野への進出：シナジー効果を生む分野拡大、付加価値を生む会社設立

更に、長期経営計画方針に基づき、企業価値を向上させるべく戦略的に「成長－Growth」を目指すと同時に、持続的な成長ができるように内部統制を充実させ「健全化－Soundness」を堅持すべく、コンプライアンスの徹底、モニタリングの強化を図る等、全てのステークホルダーから信頼を得られるよう鋭意努力してまいります。

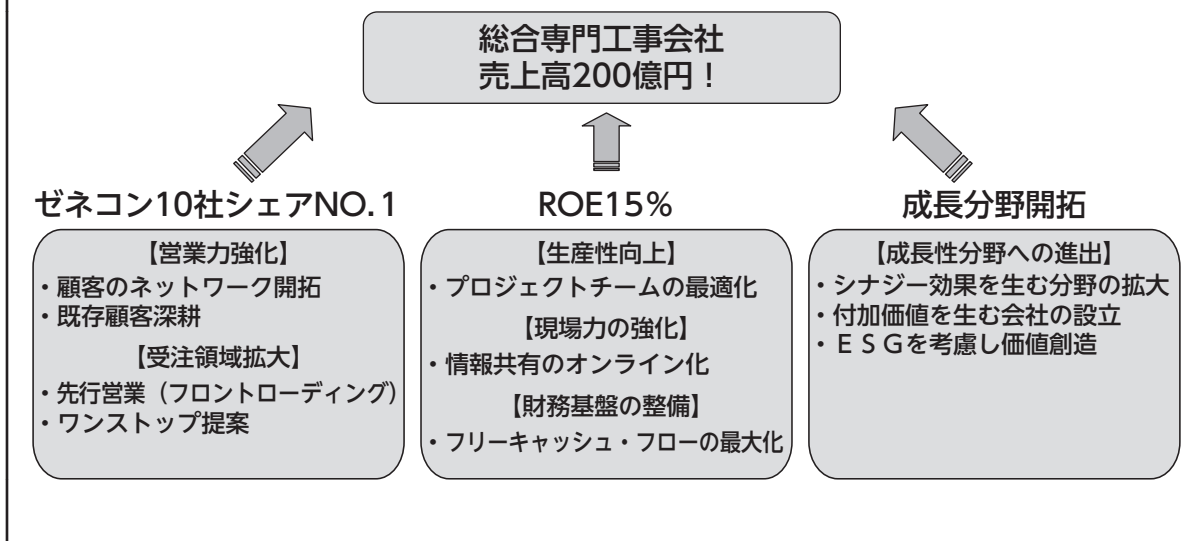
(5) 長期経営計画について

長期経営計画（2021年10月～2030年9月）を策定し、スタートしております。

長期経営計画方針（2021年10月～2030年9月）

～ 100年選ばれ続ける会社を目指す！～

株式会社マサルグループは、経営理念に基づき社会的責務を果たすべく、SDGsへの取り組みも強化し、全てのステークホルダーから信頼され、持続的に成長、発展する企業を目指します。長期経営計画では挑戦的な3つのテーマを掲げ、長期的視野で着実な体制整備と業務推進により業容の拡大、業績の向上を図り、100年選ばれ続ける会社を目指します。



(6) 主要な事業内容 (2021年9月30日現在)

建設工事業	新築防水工事 改修工事 直接受注工事
設備工事業	空調・冷暖房・給排水等の設備工事

(7) 主要な営業所及び工場 (2021年9月30日現在)

本社	東京都江東区佐賀一丁目9番14号
営業所	第1営業部 (東京都江東区) 第2営業部 (東京都江東区) たてもの改装部 (東京都江東区) 横浜営業所 (神奈川県横浜市) 千葉営業所 (千葉県市川市)
(株)マサルファシリティーズ	東京都大田区蒲田三丁目23番7号

(注) 1. 2021年4月1日付で、横浜営業所を開設いたしました。

2. (株)マサルファシリティーズは、2020年10月1日付で(株)塩谷商会より商号変更しております。

(8) 従業員の状況 (2021年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
建設工事業	126名	7名増
設備工事業	19名	1名減
合計	145名	6名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
126名	7名増	46.7歳	12.5年

(9) **主要な借入先の状況** (2021年9月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	208,080千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	128,367
株 式 会 社 り そ な 銀 行	60,868
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	60,850
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	53,800
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	25,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	16,500

(10) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 3,460,000株
- ② 発行済株式の総数 901,151株
- ③ 株主数 973名

④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 操 上	145,000株	16.62%
株 式 会 社 苅 谷	59,900	6.86
化 研 マ テ リ ア ル 株 式 会 社	43,100	4.94
マ サ ル 協 力 企 業 持 株 会	39,140	4.48
苅 谷 純	26,545	3.04
野 口 興 産 株 式 会 社	26,420	3.03
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	25,840	2.96
マ サ ル 従 業 員 持 株 会	22,505	2.58
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	17,730	2.03
株 式 会 社 フ ロ ン テ ィ ア	15,460	1.77

- (注) 1. 当社は自己株式 (28,455株) を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (社外取締役を除く)	2,400株	6名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「2. (3) ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額」に記載しております。

(2) **新株予約権等の状況**

① **当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況**

該当事項はありません。

② **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

③ **その他新株予約権等に関する重要な事項**

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年9月30日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	荻 谷 純	
代表取締役社長	勝 又 健	たてもの改装部担当 (株)マサルファシリティーズ 常務取締役
取締役副社長	操 上 悦 郎	営業統括担当
専務取締役	山 崎 栄 一 郎	社長室長 (株)マサルファシリティーズ 代表取締役社長
取 締 役	近 藤 雅 広	管理本部長 兼 内部監査室長 (株)マサルファシリティーズ 監査役
取 締 役	高 橋 聡 一 郎	第2営業部長 兼 安全環境部担当
取 締 役	野 口 修	技術本部本部長 兼 品質管理室長
取 締 役	蛭子屋 新一	第1営業部長
取 締 役	七 海 覚	行政書士 七海覚行政書士事務所 代表
常勤監査役	大 木 信 雄	
監 査 役	近 藤 忠 憲	税理士 近藤会計事務所 所長
監 査 役	柴 谷 晃	弁護士 新八重洲法律事務所 (株)日本ハウスホールディングス 社外取締役

- (注) 1. 取締役七海覚氏は社外取締役であります。
2. 監査役近藤忠憲氏及び監査役柴谷晃氏は社外監査役であります。
3. 常勤監査役大木信雄及び監査役近藤忠憲氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役大木信雄氏は、過去に当社の経理部門において、長年にわたり業務に携わってまいりました。
 - ・監査役近藤忠憲氏は、税理士の資格を有しております。
4. 監査役柴谷晃氏は、弁護士の資格を有しており企業法務等に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役七海覚氏、監査役近藤忠憲氏及び柴谷晃氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

6. 当事業年度末日の翌日以降における担当の異動状況は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
勝 又 健	たてもの改装部担当 (株)マサルファシリティーズ 常務取締役	(株)マサルファシリティーズ 常務取締役	2021年10月1日
高 橋 聡一郎	第2営業部長 兼 安全環境部 担当	営業推進室長 兼 安全環境部 担当 兼 横浜営業所担当	2021年10月1日
野 口 修	技術本部本部長 兼 品質管理 室長	技術本部本部長 兼 品質管理 室長兼 営業推進室部長	2021年10月1日
蛭子屋 新一	第1営業部長	営業推進室部長 兼 生産計画 部長	2021年10月1日

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10,000千円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害について填補することとしております。ただし、当該保険契約は被保険者の業務の適正のための免責金額が設定されており、故意または重過失に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事項があります。

被保険者の範囲は以下のとおりであります。

- ・ 取締役、監査役
- ・ 執行役員
- ・ 会社法上の重要な使用人

なお、その保険料については全額会社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年12月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本報酬に関する方針

基本報酬につきましては、取締役会において報告される年間の業務執行内容等を参考にした評価を任意の報酬委員会に諮問し、その答申を受け役員ごとに個々の固定報酬額を決定しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動型報酬制度につきましては、取締役の報酬と業績等との連動を高めることにより、適正な会社経営を通じて業績向上への意欲や士気を高めることにも繋がると考え導入しております。業績連動報酬の額、算定方法につきましては、取締役会の諮問を受けた任意の報酬委員会の答申を尊重して決議される「マサルグループ取締役・執行役員業績連動型報酬制度」において定められております。

c. 非金銭報酬等に関する方針

株式報酬制度につきましては、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として導入しております。個々の付与株数、譲渡制限解除時期等の個別契約内容の詳細については取締役会で決定いたします。

d. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬は毎月支給しております。業績連動報酬を支給する場合は、年1回、12月に支払います。非金銭報酬等である譲渡制限付株式は、定時株主総会後の取締役会において詳細を決議し、毎年一定の時期に支給いたします。

e. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の報酬につきましては、株主総会で決議された限度額の範囲内で、任意の報酬委員会に諮問し、その答申を尊重して取締役会で決定されております。なお、報酬委員会は代表取締役社長及び管理本部長並びに独立役員で構成されております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	167,127 (4,200)	110,124 (4,200)	48,996 (-)	8,007 (-)	9 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	13,920 (6,960)	13,920 (6,960)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	181,047 (11,160)	124,044 (11,160)	48,996 (-)	8,007 (-)	12 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬は、役位別に定めるものとし、社長を1.00とする全取締役の係数合計に除した配分率で業績連動報酬総額を配分しております。業績連動報酬額の指標は、当社における業績及び収益力を端的に示すと判断して取締役賞与計上前の連結経常利益とすることを基準としており、当事業年度における当該業績連動報酬に係る実績については、470,000千円であります。
3. 非金銭報酬等の総額は当事業年度に費用計上した額であります。内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」とおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の報酬限度額は、2008年6月開催の第52回定時株主総会において年額240,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。なお、2017年12月開催の第62回定時株主総会において当該報酬限度額の範囲内で取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬として年額15,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は1名）です。
5. 監査役の報酬限度額は、2008年6月開催の第52回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 の 内 容
取締役	七 海 覚	七海覚行政書士事務所	代表
監査役	近 藤 忠 憲	近藤会計事務所	所長
監査役	柴 谷 晃	新八重洲法律事務所 (株)日本ハウスホールディングス	弁護士 社外取締役

(注) 社外取締役及び社外監査役の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 七 海 覚	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。 建設業における長年の経験と豊富な知識を活かし、客観的で広範かつ高度な視野から公正な意見の表明を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役 近 藤 忠 憲	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会7回の全てに出席いたしました。 税理士として主に会計もしくは税務的な見地から、公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役 柴 谷 晃	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会7回の全てに出席いたしました。 弁護士として主に法務的な見地から、公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出拠出などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。不再任については特に定めておりません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社の全ての役員及び社員は、法令及び定款を遵守することは勿論のこと、企業倫理の向上を図り、誠実に行動するよう徹底するとともに、法令や規程の重大な違反等の問題が発生した場合には、取締役及び関係する執行役員（監査役は適宜参加）を構成員とする経営会議において、速やかに必要な検討と対応を実施します。
- ロ. 取締役会は、取締役会規程に則り、会社の業務執行の意思決定を行います。
- ハ. 取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督し、法令及び定款への適合性に関し問題が生じた場合は、取締役会及び監査役会に報告します。
- ニ. 取締役は、取締役及び関係する執行役員（監査役は適宜参加）を構成員とする経営会議においては、問題発生の未然防止に努めるとともに、コンプライアンスの周知・啓蒙、リスク管理及び内部統制構築と推進等で重要な役割を担います。
- ホ. 監査役は、独立的な立場から、取締役の職務執行が適正に行われるよう監督します。また、監査体制の充実を図ります。
- ヘ. 内部統制室は、法令遵守、リスク管理、内部統制システム等を監査役と連携して整備し運用します。内部監査室は各部門に対し業務執行の適正性及び効率性について監査し、改善に向けた提言を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 株主総会、取締役会等の重要な会議の意思決定に係る記録や、稟議規程等に基づき決裁を行った文書について、法令及び社内諸規程に基づき作成、保存ができるよう文書管理規程を整備しています。また、必要に応じて、取締役、監査役等の閲覧要請があった場合に備え、適切かつ確実に検索できる状態で保存・管理を行います。
- ロ. これらの管理責任者は管理本部長とします。
- ハ. 監査役は、取締役の職務執行に係る情報の作成、保存、管理状況について監査します。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役の職務の執行を効率的に行うための体制として、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催します。また、原則として定例取締役会を開催する週を除く毎週、取締役及び関係する執行役員（監査役は適宜参加）を構成員とする経営会議を開催します。
- ロ. 取締役の職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程においてその責任の所在、執行手続を定め、効率的に職務の執行が行われる体制を整備します。
- ハ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役と執行役員及び部長職又はそれに準ずる者を構成員とする幹部会会議を毎月1回開催し、業務執行の迅速化・徹底とともに経営の監督機能強化を図ります。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 業務遂行から生じる様々なリスクを管理するため、社内諸規程を整備し、主要なリスクについては継続的に監視します。全社のリスクに関する管理責任者を管理本部長とし、各部門の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施します。
- ロ. リスク管理責任者は、取締役会、幹部会会議等の場を通じ総括的、横断的なリスク管理を行い、経営の健全性、株主の利益、社会的信用の向上を図ります。
- ハ. 内部監査室は、コンプライアンスも含めた全社の日常的なリスク管理状況の監査を実施します。また、具体的な個別事案の検証を通じて全社体制の適切性に関するレビューを実施します。なお、現場監査においては、指摘事項の改善状況を監視します。
- ニ. リスクを発見した場合、又は発生する恐れのある事実を発見した場合には、直ちに代表取締役、部門長、管理責任者に報告します。
- ホ. 重大、緊急又は不測の事態が発生し、又はその恐れがある場合には、遅滞なくリスク対策本部を設置し、損害の拡大又は発生を防止する体制を整えます。

⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. グループ会社における業務の適正を確保するため、当社の「企業行動規範」に準じた規範を定め、各社にあったコンプライアンス体制を構築、運用します。
- ロ. 内部統制室長は、グループ各社に対し、関係会社管理規程、内部監査規程に基づき諸規程が法令及び定款に適合していることを確認します。

- ハ. グループ各社の経営管理及び内部統制を行うため、関係会社管理規程に基づき、グループ会社における重要事項の決定に関して当社への報告を求めるほか、当社内部監査室が毎月1回グループ会社に対して行う内部監査にてコンプライアンスを含めた日常的なリスク管理状況の監査を行います。
- ニ. グループ会社の取締役の職務の執行を効率的に行うため、各社にて取締役会を月1回開催するほか、当社に準じた規程を整備し、業務執行の迅速化を図ります。
- ⑥ **監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項**
 監査役は、必要に応じて取締役会の承認の上で補助すべき社員を置くことができるものとします。
- ⑦ **前号の社員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項**
- イ. 監査役が補助すべき社員を置く場合には、その監査役補助者の任命・解任・人事考課・処遇・人事異動等の改定については、監査役全員の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。
- ロ. 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼任しないものとします。
- ⑧ **取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- イ. 取締役及び社員は、監査役の求めに応じて、遅滞なく業務執行状況の報告をします。
- ロ. 取締役及び社員は、法定の事項に加え当社グループに重大な影響を及ぼす事項、またその恐れのある事実、内部監査の実施状況及びリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、コンプライアンス上の重要な事項等を監査役に対して直ちに報告します。
- ハ. 内部通報制度規程を適切に運用し、法令違反やその他コンプライアンス上の問題について、内部監査室長・監査役への適時・適切な報告体制を確保し、また、内部通報を行った者に対する不利な取り扱いを禁止するものとします。
- ニ. 監査が効率的且つ効果的に行われるために、内部監査室との連携及び会計監査人からの監査結果等の報告及び説明を通じて、内部統制システムの状況を監視、検証する体制を確保するものとします。

⑨ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- イ. 監査役は、代表取締役と適時会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行います。
- ロ. 監査役は、内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に報告を求めます。
- ハ. 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めます。
- ニ. 監査役会は、適宜開催し、監査役間の意見及び情報の交換を行います。
- ホ. 監査役は、監査の実施にあたり、必要と認められる場合には、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を独自の判断で起用できるものとします。
- ヘ. 監査役の職務執行について生じる費用又は債務は、請求のあった後、速やかに処理します。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① **取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- イ. 企業行動規範を制定し、全ての役員及び社員に対し法令及び定款を遵守して行動するように徹底しております。
- ロ. 内部通報制度を整備し、全ての役員及び社員の職務執行における法令違反について早期発見と是正を図っております。

② **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- イ. 「リスク管理基本規程」に従って、当社に関わるリスクの識別、分析を行い適切な対応を行っております。
- ロ. 内部監査室にて内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役に報告いたしております。

③ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

原則として毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っております。

④ **監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- イ. 代表取締役と監査役会は定期的に会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境の整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。
- ロ. また、監査役は、会計監査人と四半期ごとに情報交換を行っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,712,287	流 動 負 債	2,837,960
現金及び預金	2,215,701	支払手形・工事未払金	529,562
受取手形・完成工事未収入金	1,324,008	電子記録債務	332,501
電子記録債権	238,389	短期借入金	25,000
未成工事支出金	1,726,120	1年内返済予定の長期借入金	369,647
材料貯蔵品	7,395	未払法人税等	64,863
その他	201,393	未成工事受入金	1,216,316
貸倒引当金	△722	リース債務	1,581
固 定 資 産	1,703,922	賞与引当金	119,383
有 形 固 定 資 産	1,159,905	役員賞与引当金	48,996
建物	704,069	完成工事補償引当金	16,380
機械装置	1,105	工事損失引当金	3,000
工具器具・備品	4,757	その他	110,729
土地	447,020	固 定 負 債	205,841
リース資産	2,952	長期借入金	158,818
無 形 固 定 資 産	31,562	リース債務	5,403
ソフトウェア	27,528	長期未払金	41,620
リース資産	4,033	負 債 合 計	3,043,802
投 資 そ の 他 の 資 産	512,455	純 資 産 の 部	
投資有価証券	119,798	株 主 資 本	4,371,980
長期貸付金	10,238	資本金	885,697
保険積立金	228,267	資本剰余金	1,263,960
繰延税金資産	89,184	利益剰余金	2,306,182
その他	137,322	自己株式	△83,859
貸倒引当金	△72,355	その他の包括利益累計額	426
資 産 合 計	7,416,210	その他有価証券評価差額金	426
		純 資 産 合 計	4,372,407
		負 債 純 資 産 合 計	7,416,210

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
完 成 工 事 高		7,794,170
完 成 工 事 原 価		6,348,992
完 成 工 事 総 利 益		1,445,178
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,038,498
営 業 利 益		406,679
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	216	
受 取 配 当 金	1,518	
技 術 指 導 料	7,933	
受 取 賃 貸 料	1,897	
保 険 解 約 返 戻 金	3,657	
そ の 他	2,687	17,909
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,995	
そ の 他	2,143	6,138
経 常 利 益		418,451
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		418,451
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	82,632	
法 人 税 等 調 整 額	14,162	96,794
当 期 純 利 益		321,656
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		321,656

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	885,697	1,262,182	2,123,549	△95,058	4,176,370
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△139,023		△139,023
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			321,656		321,656
自 己 株 式 の 処 分		1,777		11,199	12,977
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	1,777	182,633	11,199	195,610
当 期 末 残 高	885,697	1,263,960	2,306,182	△83,859	4,371,980

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	△18,823	△18,823	4,157,546
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△139,023
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			321,656
自 己 株 式 の 処 分			12,977
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)	19,250	19,250	19,250
当 期 変 動 額 合 計	19,250	19,250	214,860
当 期 末 残 高	426	426	4,372,407

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	1社
連結子会社の名称	株式会社マサルファシリティーズ
- (2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。
- (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。
- (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。
- (5) 会計方針に関する事項
 - ① 資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券	
時価のあるもの	連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法
 - ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金	個別法による原価法
材料貯蔵品	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 - ② 固定資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
 - ロ. 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - ③ 引当金の計上基準
 - イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

- ハ. 役員賞与引当金 役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ニ. 完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、将来の見積補償額に基づいて計上しております。
- ホ. 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）
- ロ. その他の工事 工事完成基準

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「会員権」（当連結会計年度 107,900千円）及び「出資金」（当連結会計年度 3,537千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「未払費用」（当連結会計年度 23,593千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(工事進行基準による収益認識及び工事損失引当金)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
- | | |
|----------------|-----------|
| 工事進行基準による完成工事高 | 249,198千円 |
| 工事損失引当金 | 3,000千円 |

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事収益総額及び工事原価総額の見積りにつきましては、工事着工段階において実行予算を編成し、着工後の各期末においては工事の現況を踏まえて見直しを実施しており、工事進行基準による完成工事高については、工事原価総額を基礎として当連結会計年度末までの実際発生原価に応じた工事進捗度に工事収益総額を乗じて算定しております。

また、工事原価総額が工事収益総額を超過すると合理的に見積もることができる場合においては、損失見込額を工事損失引当金として計上しております。

当該見積もりは、今後の工事の進捗に伴い、施工中の工法の変更や施工範囲の変更等に伴う設計変更・追加契約の締結・資材・外注費等にかかる市況の変動及び天候等の気候変動による工事の遅延等による外注費の増減等によって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、完成工事高及び工事損失引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 82,475千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	901,151株	一株	一株	901,151株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	32,255株	一株	3,800株	28,455株

(注) 自己株式の減少株式数3,800株は、取締役会決議に基づく自己株式の処分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2020年12月22日開催の第65回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 139,023千円
- ・1株当たり配当額 160.0円
- ・基準日 2020年9月30日
- ・効力発生日 2020年12月23日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの 2021年12月24日開催の第66回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 109,087千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 125.0円
- ・基準日 2021年9月30日
- ・効力発生日 2021年12月27日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

事業計画に照らし、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブは、余裕資金を効率的に運用するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形・完成工事未収入金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取締役に対し貸付けを行っております。

支払手形・工事未払金及び電子記録債務は、短期間で決済されるものであります。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年10か月であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引を行う場合は、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券は、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取締役会で決定され、取引の実行及び管理は管理本部が行い、月次の取引実績は、担当役員まで報告されます。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各事業部門からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,215,701	2,215,701	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金	1,324,008	1,324,008	—
(3) 電子記録債権	238,389	238,389	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	119,798	119,798	—
(5) 長期貸付金	10,238	10,115	△122
資産計	3,908,136	3,908,014	△122
(6) 支払手形・工事未払金	529,562	529,562	—
(7) 電子記録債務	332,501	332,501	—
(8) 短期借入金	25,000	25,000	—
(9) 1年内返済予定の長期借入金	369,647	369,322	△324
(10) 長期借入金	158,818	157,581	△1,236
負債計	1,415,528	1,413,967	△1,560

(注) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 支払手形・工事未払金、(7) 電子記録債務、(8) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 1年内返済予定の長期借入金、(10) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規調達を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 5,010円23銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 369円24銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

当社グループへの新型コロナウイルス感染症拡大の影響につきましては、現時点で軽微ではありますが、今後も引き続き注視してまいります。

貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,872,782	流 動 負 債	2,450,801
現金及び預金	1,499,278	支払手形	25,600
受取手形	9,842	電子記録債務	332,501
電子記録債権	225,134	工事未払金	483,223
完成工事未収入金	1,208,192	短期借入金	25,000
未成工事支出金	1,722,755	1年内返済予定の長期借入金	369,647
材料貯蔵品	7,395	未払金	37,101
その他の	200,906	未払費用	18,752
貸倒引当金	△722	未払法人税等	48,976
固 定 資 産	1,883,927	完成工事受入金	909,916
有 形 固 定 資 産	1,120,608	リース債務	1,581
建物	671,601	賞与引当金	94,383
機械装置	803	役員賞与引当金	48,996
工具器具・備品	4,572	完成工事補償引当金	16,380
土地	440,679	工事損失引当金	3,000
リース資産	2,952	その他の	35,741
無 形 固 定 資 産	30,858	固 定 負 債	205,841
ソフトウェア	26,824	長期借入金	158,818
リース資産	4,033	リース債務	5,403
投 資 そ の 他 の 資 産	732,460	長期未払金	41,620
投資有価証券	119,798	負 債 合 計	2,656,642
関係会社株式	255,844	純 資 産 の 部	
長期貸付金	10,238	株 主 資 本	4,099,640
保険積立金	224,233	資 本 金	885,697
繰延税金資産	62,048	資 本 剰 余 金	1,263,960
その他の	132,652	資 本 準 備 金	1,261,600
貸倒引当金	△72,355	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,360
資 産 合 計	6,756,710	利 益 剰 余 金	2,033,843
		利 益 準 備 金	93,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,940,843
		別 途 積 立 金	291,508
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,649,334
		自 己 株 式	△83,859
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	426
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	426
		純 資 産 合 計	4,100,067
		負 債 純 資 産 合 計	6,756,710

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
完 成 工 事 高	6,900,149
完 成 工 事 原 価	5,609,201
完 成 工 事 総 利 益	1,290,948
販売費及び一般管理費	985,736
営 業 利 益	305,211
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	211
受 取 配 当 金	10,878
技 術 指 導 料	7,933
受 取 貸 貸 料	1,897
そ の 他	2,676
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,966
そ の 他	2,143
経 常 利 益	323,697
税 引 前 当 期 純 利 益	323,697
法人税、住民税及び事業税	60,773
法人税等調整額	40,952
当 期 純 利 益	221,971

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	885,697	1,261,600	582	1,262,182	93,000	291,508	1,566,385	1,950,894
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△139,023	△139,023
当 期 純 利 益							221,971	221,971
自 己 株 式 の 処 分			1,777	1,777				
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,777	1,777	—	—	82,948	82,948
当 期 末 残 高	885,697	1,261,600	2,360	1,263,960	93,000	291,508	1,649,334	2,033,843

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△95,058	4,003,715	△18,823	△18,823	3,984,891
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△139,023			△139,023
当 期 純 利 益		221,971			221,971
自 己 株 式 の 処 分	11,199	12,977			12,977
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)			19,250	19,250	19,250
当 期 変 動 額 合 計	11,199	95,925	19,250	19,250	115,175
当 期 末 残 高	△83,859	4,099,640	426	426	4,100,067

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 子会社株式 移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの 移動平均法による原価法
 - ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
未成工事支出金 個別法による原価法
材料貯蔵品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
 - ② 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金 役員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給額を計上しております。
 - ④ 完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、将来の見積補償額に基づいて計上しております。
 - ⑤ 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるために、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上額
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
- ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）
 - ② その他の工事 工事完成基準

- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項
消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「前払費用」(当事業年度 5,451千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より流動資産の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「会員権」(当事業年度 107,900千円)及び「出資金」(当事業年度 1,320千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(工事進行基準による収益認識及び工事損失引当金)

- (1) 当事業年度の個別計算書類に計上した金額

工事進行基準による完成工事高	176,363千円
工事損失引当金	3,000千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事収益総額及び工事原価総額の見積りにつきましては、工事着工段階において実行予算を編成し、着工後の各期末においては工事の現況を踏まえて見直しを実施しており、工事進行基準による完成工事高については、工事原価総額を基礎として当事業年度末までの実際発生原価に応じた工事進捗度に工事収益総額を乗じて算定しております。

また、工事原価総額が工事収益総額を超過すると合理的に見積もることができる場合においては、損失見込額を工事損失引当金として計上しております。

当該見積もりは、今後の工事の進捗に伴い、施工中の工法の変更や施工範囲の変更等に伴う設計変更・追加契約の締結・資材・外注費等にかかる市況の変動及び天候等の気候変動による工事の遅延等による外注費の増減等によって影響を受ける可能性があり、翌事業年度の個別計算書類において、完成工事高及び工事損失引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	73,712千円
(2) 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	1,551千円
(3) 取締役に対する金銭債権	
金銭債権	11,846千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引	
営業取引による取引高	10,672千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	28,455株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	222千円
賞与引当金	28,900
役員賞与引当金	15,002
完成工事補償引当金	5,015
工事損失引当金	918
未払事業税	4,625
未払法定福利費	5,735
会員権評価損	12,499
会員権貸倒引当金	22,153
未払役員退職慰労金	12,744
その他	1,816
小計	109,634
評価性引当額	△47,397
繰延税金資産合計	62,237
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△188
繰延税金負債合計	△188
繰延税金資産の純額	62,048

8. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引は、重要性が乏しいため記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	4,698円16銭
(2) 1株当たり当期純利益	254円81銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

連結注記表にあります(追加情報)に記載のとおりであります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年11月16日

株式会社マサル
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	早 崎	信
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	猿 渡	裕 子
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マサルの2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マサル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集
ご通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年11月16日

株式会社マサル
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	早 崎	信
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	猿 渡	裕 子
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マサルの2020年10月1日から2021年9月30日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集
ご通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務等の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び東陽監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月17日

株式会社マサル 監査役会

常勤監査役 大 木 信 雄 ⑩

社外監査役 近 藤 忠 憲 ⑩

社外監査役 柴 谷 晃 ⑩

以 上

株主総会参考書類

招集
ご通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第66期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元を最も重要な経営課題の一つと位置づけ、業績に裏付けされた利益配分を安定的且つ継続的に行うことを基本に、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金125円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は109,087,000円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年12月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である東陽監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会がMoore至誠監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人に必要とされる専門性、独立性及び品質管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年9月30日現在)

名 称	Moore至誠監査法人
事務所の所在地	東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル2階
沿 革	1980年 至誠監査法人が中央区日本橋室町に設立 1988年 石渡・西村・中根共同事務所が清新監査法人として法人化 1993年 国際会計ネットワークMoore Stephens（現 Moore Global Network）のメンバーファームとなる 2007年 千代田区丸の内（現在地）へ清新監査法人が移転 2015年 監査法人啓和会計事務所と清新監査法人が合併 2015年 至誠監査法人と清新監査法人が合併、至誠清新監査法人となる 2020年 Moore至誠監査法人に社名変更
概 要	構成人員 代表社員 17名 公認会計士（非常勤含む） 40名 その他社員 11名 合計 68名 関与会社 66社

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.





株主総会会場ご案内図



日時

2021年12月24日(金曜日)
午前10時(開場：午前9時30分)

会場

東京都江東区佐賀1-9-14
マサル本社ビル
株式会社マサル本社

交通のご案内

東西線／大江戸線 門前仲町駅
…3番出口より徒歩約10分

半蔵門線 水天宮前駅
…2番出口より隅田川大橋方面へ徒歩約10分

日比谷線／東西線 茅場町駅
…4b出口より永代橋方面へ徒歩約12分

都営バス／東京駅
…丸の内北口から錦糸町駅前行きに乗車
(東20又は東22)
乗車時間：約14分
「佐賀一丁目」下車徒歩3分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。